

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期亀山市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県亀山市

3 地域再生計画の区域

三重県亀山市の全域

4 地域再生計画の目標

日本全体の総人口は、2008年（平成20年）の1億2,808万人をピークに減少に転じ、少子高齢化が進行しています。国は、こうした状況に対応するため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、東京圏への過度の人口集中を是正し、全国各地域がそれぞれの特性を生かしながら持続可能な社会を実現することを目指しています。その中で、令和4年12月に策定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、令和5年度から令和9年度までを計画期間として、デジタル技術を活用して地方の課題を解決し、新たなビジネスやサービスを創出する方針が示されています。

また、令和7年6月に示された、今後の10年間を見据えた「地方創生2.0」の方向性を提示する「地方創生2.0基本構想」では、地域の「稼ぐ力」を高め、付加価値を創出する新しい地方経済の創生が重要視されており、これにより地域の活力を取り戻すことが期待されています。特に、デジタル技術の徹底活用や新しい働き方の推進、地域資源を生かしたビジネスの創出が焦点となっています。

一方、三重県においても、人口減少に対応するため、令和4年12月に「強じんな美し国ビジョンみえ」を策定し、県の将来像を描くとともに、県の総合戦略としての位置付けとなる「みえ元気プラン」を通じて具体的な施策が展開されています。これにより、地域の特性を生かした施策を展開し、地域の魅力を高めることに注力しています。

これらの課題に対応するため、本計画においては、「将来の人口減少を可能な限り抑制するとともに、バランスの取れた年齢構成で人口を安定化させ、持続可能な都市を目指すこと」、「市民の幸福度を高め、『住みたい』『働きたい』と思えるまちとして選ばれる都市を目指すこと」、「限られた行政経営資源を最大限に生かすとともに、デジタル技術を積極的に活用し、魅力的で活力ある地域づくりを推進すること」を基本的な考え方とし、次の4つの基本目標に基づく取組を進めます。

- ・基本目標Ⅰ 安心して働き、暮らせる生活環境の創出
- ・基本目標Ⅱ 地域資源の活用と地域経済の活性化
- ・基本目標Ⅲ 移住・定住の促進と多様な連携の推進
- ・基本目標Ⅳ デジタル技術を活用した行政サービスの充実

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和11年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	低年齢児（3歳未満児） 待機児童数	3人	0人	基本目標Ⅰ
	市が市内で運行する地域 公共交通の延べ利用者数	82,791人	83,000人	
イ	新規企業立地等件数（累 計）	3事業者	6事業者	基本目標Ⅱ
	観光入込客数	289,993人	315,000人	
ウ	市公式LINE（V O O M）及び移住情報インス タグラムで発信した情報 のリーチ数	22,700人	38,000人	基本目標Ⅲ
エ	オンライン手続き数（累 計）	140件	400件	基本目標Ⅳ

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

亀山市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 安心して働き、暮らせる生活環境の創出事業
- イ 地域資源の活用と地域経済の活性化事業
- ウ 移住・定住の促進と多様な連携の推進事業
- エ デジタル技術を活用した行政サービスの充実事業

② 事業の内容

ア 安心して働き、暮らせる生活環境の創出事業

働きやすい環境づくりと雇用の維持・確保、子育て環境の充実、教育環境の充実、安全・安心な生活環境の整備、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成、健康な暮らしの支援、地域福祉の向上、多様な主体による地域づくりを推進する事業

【具体的な事業】

- ・ワーク・ライフ・バランス、雇用対策、若者定着に向けた企業・学校との連携
- ・切れ目ない支援、子どもの居場所づくり、子育てにかかる経済的負担の軽減、保育環境充実
- ・地域防災、都市インフラ強靱化、消防救急、地域安全、空き家対策、上下水道、都市整備
- ・健康づくり、地域医療、感染症対策、公的医療保険制度、スポーツ推進 等

イ 地域資源の活用と地域経済の活性化事業

地域産業の高度化、新たな産業の創出、農林業の振興、観光の振興と

地域の魅力の磨き上げ、自然環境の保全、脱炭素・循環型社会の推進、広域的な交通拠点性を強化する事業

【具体的な事業】

- ・既存企業の事業拡大促進、中小企業者等支援、創業者支援、亀山ブランド推進
- ・企業誘致、新たな産業団地・インフラの確保
- ・観光プロモーション、観光DX、回遊性の向上、歴史文化資産の活用、文化芸術振興
- ・野立て太陽光発電施設の適正管理、脱炭素・低炭素の推進、ごみ減量・リサイクルの推進 等

ウ 移住・定住の促進と多様な連携の推進事業

シティプロモーションの推進、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の創出・拡大、協働・協創のまちづくりの推進、広域リージョン連携を推進する事業

【具体的な事業】

- ・シティプロモーションの再構築、情報発信力の強化
- ・交流人口・関係人口創出
- ・市民活動支援、「ぷらっと」の機能強化、企業・大学等との連携
- ・市域・県域を越えた自治体間連携の推進、都市間交流の推進 等

エ デジタル技術を活用した行政サービスの充実事業

行政サービスの質と利便性の向上、行政DX推進基盤を強化する事業【具体的な事業】

- ・行政手続きオンライン化、マイナカード利便性向上、電子納付推進、オープンデータ化
- ・デジタル人材の育成・確保、デジタル活用による市の業務の効率化、サイバーセキュリティ 等

※なお、詳細は「第3期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

5,520,000 千円（2026 年度～2029 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 8 月頃に外部有識者による効果検証を行い、内容の見直しを含めて検討する。検証後速やかに、本市ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで